

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>0309.90</u>	1. 凍結乾燥したいか（セピア・オフィキナリス）の粉 (省 略) 通則 1 <u>（第 3 類注 3）</u> 及び 6 を適用 (省 略)	<u>0307.99</u>	1. 凍結乾燥したいか（セピア・オフィキナリス）の粉 (同 左) 通則 1 及び 6 を適用 (同 左)
<u>1515.60</u>	1. アラキドン酸オイル (省 略) 通則 1 及び 6 を適用 (省 略)	<u>1515.90</u>	1. アラキドン酸オイル (同 左) 通則 1、 <u>4</u> 及び 6 を適用 (同 左)
2106.90	<u>17.</u> 塩化ナトリウム、塩化カリウム及び少量の炭酸マグネシウム （固結防止剤）の混合物 (省 略)	2106.90	<u>18.</u> 塩化ナトリウム、塩化カリウム及び少量の炭酸マグネシウム （固結防止剤）の混合物 (同 左)
2106.90	<u>18.</u> ハーブ茶 (省 略)	2106.90	<u>19.</u> ハーブ茶 (同 左)
2106.90	<u>19.</u> アロエベラ錠剤 (省 略)	2106.90	<u>20.</u> アロエベラ錠剤 (同 左)
2106.90	<u>20.</u> 乾燥固形の調製食料品 (省 略)	2106.90	<u>21.</u> 乾燥固形の調製食料品 (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2106.90	<u>21.</u> ビタミンC調製品（500 mg） （省 略）	2106.90	<u>22.</u> ビタミンC調製品（500 mg） （同 左）
2106.90	<u>22.</u> Non-dairy creamer （省 略）	2106.90	<u>23.</u> Non-dairy creamer （同 左）
2106.90	<u>23.</u> 咳止めシロップ （省 略）	2106.90	<u>24.</u> 咳止めシロップ （同 左）
2106.90	<u>24.</u> ココナッツミルクとして知られている調製品 （省 略）	2106.90	<u>25.</u> ココナッツミルクとして知られている調製品 （同 左）
2106.90	<u>25.</u> ベーカリー用添加物（Bakery additive） （省 略）	2106.90	<u>26.</u> ベーカリー用添加物（Bakery additive） （同 左）
2106.90	<u>26.</u> ベーカリー用添加物（Bakery additive） （省 略）	2106.90	<u>27.</u> ベーカリー用添加物（Bakery additive） （同 左）
2106.90	<u>27.</u> 調製食料品 （省 略）	2106.90	<u>28.</u> 調製食料品 （同 左）
2106.90	<u>28.</u> 消化を助けるタブレット （省 略）	2106.90	<u>29.</u> 消化を助けるタブレット （同 左）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2106.90	<u>29.</u> 噴霧乾燥した青りんごピューレーにより得られた調製品 (省 略)	2106.90	<u>30.</u> 噴霧乾燥した青りんごピューレーにより得られた調製品 (同 左)
2106.90	<u>30.</u> 噴霧乾燥したほうれん草ジュースにより得られた調製品 (省 略)	2106.90	<u>31.</u> 噴霧乾燥したほうれん草ジュースにより得られた調製品 (同 左)
2106.90	<u>31.</u> 調製食料品 (省 略)	2106.90	<u>32.</u> 調製食料品 (同 左)
2106.90	<u>32.</u> Non-dairy cream (省 略)	2106.90	<u>33.</u> Non-dairy cream (同 左)
2106.90	<u>33.</u> ローズヒップジュース (省 略)	2106.90	<u>34.</u> ローズヒップジュース (同 左)
2106.90	<u>34.</u> ブラックマルベリーの葉 (省 略)	2106.90	<u>35.</u> ブラックマルベリーの葉 (同 左)
2106.90	<u>35.</u> ブラックマルベリーの葉 (省 略)	2106.90	<u>36.</u> ブラックマルベリーの葉 (同 左)
2106.90	<u>36.</u> エチルエステルから成る物品 (省 略)	2106.90	<u>37.</u> エチルエステルから成る物品 (同 左)
2106.90	<u>37.</u> 粉末状の調製品	2106.90	<u>38.</u> 粉末状の調製品

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	(省 略)		(同 左)
2202. 99	<p><b>4. 電解質水溶液</b>                      プラスチック容器入りで小売用にしたもの（250 ミリリットル入り等）。ぶどう糖、果糖、フルーツフレーバー、くえん酸カリウム、塩化ナトリウム、着色料及び水が含まれている。乳幼児が下痢や嘔吐時に水分やミネラルの不足を補うため、調合や希釈することなく、直接服用するようにされたものである。</p>	2202. 99	<p><b>4. 電解質水溶液</b>                      プラスチック容器入りで小売用にしたもの（250 リットル入り等）。ぶどう糖、果糖、フルーツフレーバー、くえん酸カリウム、塩化ナトリウム、着色料及び水が含まれている。乳幼児が下痢や嘔吐時に水分やミネラルの不足を補うため、調合や希釈することなく、直接服用するようにされたものである。</p>
	(省 略)		(同 左)
<u>2404. 11</u>	<p><b>1. たばこカプセル</b></p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1（第 24 類注 2 及び 3）及び 6 を適用</p>	<u>2403. 99</u>	<p><b>1. たばこカプセル</b></p> <p>(同 左)</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>
<u>2404. 11</u>	<p><b>2. たばこを含有する吸引用の物品</b></p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1（第 24 類注 2 及び 3）及び 6 を適用</p>	<u>2403. 99</u>	<p><b>2. たばこを含有する吸引用の物品</b></p> <p>(同 左)</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>
	(省 略)		(同 左)
<u>2404. 12</u>	<p><b>1. 電子たばこ用カートリッジ</b></p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1 及び 6 を適用  <u>2404. 19 / 1</u> 及び <u>8543. 40 / 1</u> 参照</p>	<u>3824. 99</u>	<p><b>19. 電子たばこ用カートリッジ</b></p> <p>(同 左)</p> <p>通則 1、<u>3 (b)</u> 及び 6 を適用  <u>3824. 99 / 18</u> 及び <u>8543. 70 / 5</u> 参照</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>2404.19</u>	<p><b>1. 電子たばこ用カートリッジ</b></p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1 及び 6 を適用 <u>2404.12/1</u> 及び <u>8543.40/1</u> 参照</p> <p>(省 略)</p>	<u>3824.99</u>	<p><b>18. 電子たばこ用カートリッジ</b></p> <p>(同 左)</p> <p>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用 <u>3824.99/19</u> 及び <u>8543.70/5</u> 参照</p> <p>(同 左)</p>
<u>2404.91</u>	<p><b>1. ニコチンチューインガム</b></p> <p>本品は、2又は4ミリグラムのニコチンを吸着させたイオン交換樹脂、グリセリン、合成ポリマー、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、ソルビトール及び、とりわけたばこの香りに似せた香料から成るタブレット状のもので、禁煙の目的に用いられる。</p> <p><u>通則 1 (第 21 類注 1 (f)) 及び 6 を適用</u></p>	<u>2106.90</u>	<p><b>17. ニコチンチューインガム</b></p> <p>本品は、2又は4ミリグラムのニコチンを吸着させたイオン交換樹脂、グリセリン、合成ポリマー、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、ソルビトール及び、とりわけたばこの香りに似せた香料から成るタブレット状のもので、禁煙の目的に用いられる。</p> <p>(新 規)</p>
<u>2404.92</u>	<p><b>1. 経皮投与剤</b></p> <p>本品は、禁煙しようとする喫煙者がニコチンを摂取するための方法の一つとして用いられるもので主に次のようなものから成る。</p> <p>(i) ~ (v) (省 略)</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p>(省 略)</p>	<u>3824.99</u>	<p><b>7. 経皮投与剤</b></p> <p>本品は、禁煙しようとする喫煙者がニコチンを摂取するための方法の一つとして用いられるもので主に次のようなものから成る。</p> <p>(i) ~ (v) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
		<u>2911.00</u>	<p><b>1. ペルオキシケタール</b></p> <p><u>通則 1 (第 29 類注 3) を適用</u></p> <p>(同 左)</p>
<u>3402.31</u>	<p><b>1. ドデシルベンゼンスルホン酸</b></p>	<u>3402.11</u>	<p><b>1. ドデシルベンゼンスルホン酸</b></p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

>

改正後		改正前	
<u>3402.42</u>	<p>本品は、界面活性特性を有するため、中和後又は直接に電気めつき、酸洗い、さび落とし、グリース落とし、浮遊選鉱、乳化重合等に使用される。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><b>1. ポリオール</b></p> <p>本品は、非イオン界面活性剤の特性を有し、界面活性剤として、また、ポリウレタンフォームの製造用原料として使用される。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<u>3402.13</u>	<p>本品は、界面活性特性を有するため、中和後又は直接に電気めつき、酸洗い、さび落とし、グリース落とし、浮遊選鉱、乳化重合等に使用される。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p><b>1. ポリオール</b></p> <p>本品は、非イオン界面活性剤の特性を有し、界面活性剤として、また、ポリウレタンフォームの製造用原料として使用される。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<u>3402.42</u>	<p><b>2. ポリオール</b></p> <p>本品は、エチレンジアミンにプロピレン及びエチレンオキシドを連続付加して得られるもので、非イオン界面活性剤の特性を有し、界面活性剤として、また、ポリウレタンフォームの製造用原料として使用される。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<u>3402.13</u>	<p><b>2. ポリオール</b></p> <p>本品は、エチレンジアミンにプロピレン及びエチレンオキシドを連続付加して得られるもので、非イオン界面活性剤の特性を有し、界面活性剤として、また、ポリウレタンフォームの製造用原料として使用される。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<u>3402.50</u>	<p><b>1. 次亜塩素酸ナトリウムから成る液体状の調製品</b></p> <p>本品は、次亜塩素酸ナトリウム、塩化ナトリウム、水酸化ナトリウム、アミノオキシド、ラウリン酸ナトリウム、香料、二酸化けい素、染料及び水から成り、小売容器に包装され、洗面所、流し等の洗剤及び消毒剤として使用される。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<u>3402.20</u>	<p><b>1. 次亜塩素酸ナトリウムから成る液体状の調製品</b></p> <p>本品は、次亜塩素酸ナトリウム、塩化ナトリウム、水酸化ナトリウム、アミノオキシド、ラウリン酸ナトリウム、香料、二酸化けい素、染料及び水から成り、小売容器に包装され、洗面所、流し等の洗剤及び消毒剤として使用される。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>3808.59</u>	<p>1. Intermediate preparation</p> <p>(省 略)</p> <p>本品は、線虫駆除剤として副次的に使用される殺虫剤の製造に使用する。  <u>通則 1 及び 6（第38類号注 1）を適用</u></p> <p>(省 略)</p>	<u>3808.91</u>	<p>1. Intermediate preparation</p> <p>(同 左)</p> <p>本品は、線虫駆除剤として副次的に使用される殺虫剤の製造に使用する。</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
3808.91	<p><u>1. 抗寄生虫ローション</u></p> <p>(省 略)</p>	3808.91	<p><u>2. 抗寄生虫ローション</u></p> <p>(同 左)</p>
3808.91	<p><u>2. 犬用の首輪</u></p> <p>(省 略)</p>	3808.91	<p><u>3. 犬用の首輪</u></p> <p>(同 左)</p>
<u>3822.12</u>	<p>1. ジカウイルス検出用診断キット</p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1 及び <u>6</u> を適用</p> <p>(削 除)</p>	<u>3822.00</u>	<p>1. ジカウイルス検出用診断キット</p> <p>(同 左)</p> <p>通則 1 及び <u>3 (b)</u> を適用  <u>3002.15 / 2 及び 3002.15 / 3 参照</u></p>
<u>3822.12</u>	<p>2. ジカウイルス検出用診断キット</p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1 及び <u>6</u> を適用</p> <p>(削 除)</p>	<u>3002.15</u>	<p>2. ジカウイルス検出用診断キット</p> <p>(同 左)</p> <p>通則 <u>1、3 (b)</u> 及び <u>6</u> を適用  <u>3822.00 / 1 参照</u></p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>3822.12</u>	<p><b>3. チクングニアウイルス検出用診断キット</b></p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> <p>(削 除)</p>	<u>3002.15</u>	<p><b>3. チクングニアウイルス検出用診断キット</b></p> <p>(同 左)</p> <p>通則 1、<u>3 (b)</u> 及び 6 を適用</p> <p><u>3822.00 / 1 参照</u></p>
<u>3822.19</u>	<p><b>1. 溶血洗淨液</b></p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1 及び <u>6</u> を適用</p>	<u>3822.00</u>	<p><b>2. 溶血洗淨液</b></p> <p>(同 左)</p> <p>通則 1 を適用</p>
<u>3822.19</u>	<p><b>2. 酵素・免疫吸着分析法 (ELISA 法) によって試験管内で人間の血清又は血漿 (しょう) 中の HIV <u>ウイルス</u>を検出する診断用キット</b></p> <p>(省 略)</p> <p>通則 1 及び <u>6</u> を適用</p> <p>(省 略)</p>	<u>3002.15</u>	<p><b>1. 酵素・免疫吸着分析法 (ELISA 法) によって試験管内で人間の血清又は血漿 (しょう) 中の HIV <u>ウイルス</u>を検出する診断用キット</b></p> <p>(同 左)</p> <p>通則 <u>3 (b)</u> を適用</p> <p>(同 左)</p>
3824.99	<p><b>7. 天然カルシウムベントナイトに少量の (重量比 1% から 4%) 炭酸ナトリウム (ソーダ灰) を混合したもの</b></p> <p>(省 略)</p>	3824.99	<p><b>8. 天然カルシウムベントナイトに少量の (重量比 1% から 4%) 炭酸ナトリウム (ソーダ灰) を混合したもの</b></p> <p>(同 左)</p>
3824.99	<p><b>8. 手や足を温める使い捨てのカイロ</b></p> <p>(省 略)</p>	3824.99	<p><b>9. 手や足を温める使い捨てのカイロ</b></p> <p>(同 左)</p>
3824.99	<p><b>9. 異なる 2 種類のベントナイト粘土の混合物</b></p>	3824.99	<p><b>10. 異なる 2 種類のベントナイト粘土の混合物</b></p>



新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】


（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	(省 略)		(同 左)
3824.99	<u>10.</u> 顆粒状漂白活性剤	3824.99	<u>11.</u> 顆粒状漂白活性剤
	(省 略)		(同 左)
3824.99	<u>11.</u> 2種類の無機化合物の混合物	3824.99	<u>12.</u> 2種類の無機化合物の混合物
	(省 略)		(同 左)
3824.99	<u>12.</u> 植物用の液状微量元素調製品	3824.99	<u>13.</u> 植物用の液状微量元素調製品
	(省 略)		(同 左)
3824.99	<u>13.</u> 乳化剤	3824.99	<u>14.</u> 乳化剤
	(省 略)		(同 左)
3824.99	<u>14.</u> 乳化剤	3824.99	<u>15.</u> 乳化剤
	(省 略)		(同 左)
3824.99	<u>15.</u> 修正テープ	3824.99	<u>16.</u> 修正テープ
	(省 略)		(同 左)
3824.99	<u>16.</u> 植物用の液体栄養調製品	3824.99	<u>17.</u> 植物用の液体栄養調製品
	(省 略)		(同 左)
	(削 除)	3824.99	<u>20.</u> “Shisha-Steam-Stones” 本品は、加圧注入法 (Pressure Injection Method) により、

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

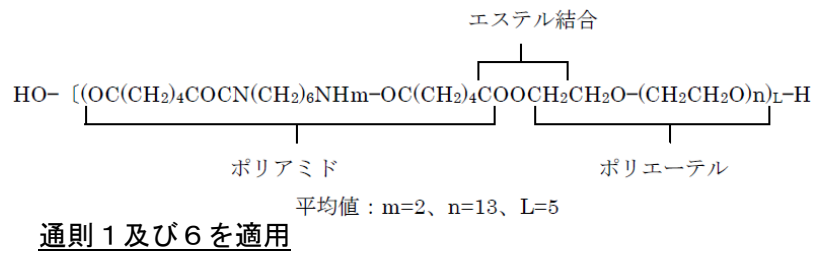
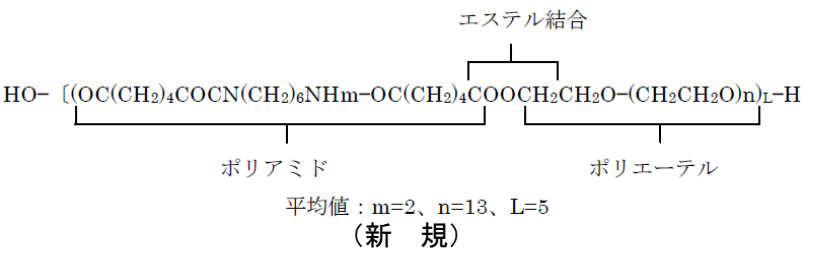
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
			<p>天然の鉱石（“Shisha-Steam-Stones”）の穴にグリセリン及び香味物質の溶液を染み込ませた化学工業生産品である。本品はニコチンを含まない。</p> <p>本品は、水パイプに入れて用いられ、石を熱し溶液を煮沸することで発生した蒸気を、水パイプから吸入する。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 
3824. 99	<u>17.</u> 混合物  (省 略)	3824. 99	<u>21.</u> 混合物  (同 左)
3824. 99	<u>18.</u> 粗製のパーム脂肪酸  (省 略)	3824. 99	<u>22.</u> 粗製のパーム脂肪酸  (同 左)
3824. 99	<u>19.</u> 歯科用ジルコニアブロック  (省 略)	3824. 99	<u>23.</u> 歯科用ジルコニアブロック  (同 左)
3824. 99	<u>20.</u> 歯科用ジルコニアブロック  (省 略)	3824. 99	<u>24.</u> 歯科用ジルコニアブロック  (同 左)
<u>3907. 29</u>	1. ポリアミド-ポリエーテル縮合物  (省 略)	<u>3907. 20</u>	1. ポリアミド-ポリエーテル縮合物  (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<div style="text-align: center;">  <p>平均値：m=2、n=13、L=5 <u>通則1及び6を適用</u></p> </div>	<p><b>3907.29</b></p> <p><b>2. ポリエーテルポリオールコポリマー</b></p> <p>本品は、無色透明の液状のもので、オキシプロピレン単量体ユニット及びオキシエチレン単量体ユニットが約3対1の割合から成るものである。平均分子量は約2,000であり、ポリウレタン製造の際の中間製品として使用される。 <u>通則1及び6を適用</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<div style="text-align: center;">  <p>平均値：m=2、n=13、L=5 <b>(新規)</b></p> </div>	<p><b>3907.20</b></p> <p><b>2. ポリエーテルポリオールコポリマー</b></p> <p>本品は、無色透明の液状のもので、オキシプロピレン単量体ユニット及びオキシエチレン単量体ユニットが約3対1の割合から成るものである。平均分子量は約2,000であり、ポリウレタン製造の際の中間製品として使用される。 <b>(新規)</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p><b>4303.90</b></p> <p><b>1. ハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物</b></p> <p>本品は、紡織用繊維の下敷きに固定された、頭部、尾部及び足部の付いたハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物である。頭部は剥製にされ、目と舌は人造のものに取り替えられている。 <u>通則1及び6を適用</u> <u>9705.22/1、9705.29/1及び9705.29/2 参照</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><b>4303.90</b></p> <p><b>1. ハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物</b></p> <p>本品は、紡織用繊維の下敷きに固定された、頭部、尾部及び足部の付いたハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物である。頭部は剥(はく)製にされ、目と舌は人造のものに取り替えられている。 <u>通則1及び6を適用</u> <u>9705.00/1、9705.00/2及び9705.00/3 参照</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>		
<p><b>4412.59</b> 又は <b>4412.99</b></p> <p><b>1. 長方形の積層木材(長さ213センチメートル、幅11.26センチメートル、厚さ23.8ミリメートル)</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><b>4412.94</b> 又は <b>4412.99</b></p> <p><b>1. 長方形の積層木材(長さ213センチメートル、幅11.26センチメートル、厚さ23.8ミリメートル)</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】


（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>44 類の注 4 を適用 <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p>		<p>44 類の注 4 を適用</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
<u>4418. 30</u>	<p><b>1. 建築用の穴のあいた木材</b></p> <p>本品は、家屋の枠組に構造用間柱として使用される穴のあいた S P F (spruce/pine/fir、軟材) の角材である。寸法は、長さが 243.84 センチメートル (8 フィート) から 365.76 センチメートル (12 フィート) の間で正確に切断されており、幅がおよそ 8.25 センチメートル (31/4 インチ)、厚さがおよそ 3.81 センチメートル (11/2 インチ) である。縁は滑らかにされており、端は未加工である。両端からそれぞれ 40.64 センチメートル (16 インチ) のところに、電気配線を通すための直径 2.54 センチメートル (1 インチ) の穴があげられている。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>(省 略)</p>	<u>4418. 20</u>	<p><b>1. Door panels</b></p> <p><u>本品は、木製の枠及び二枚の繊維板から成る建築用のドアパネルである。二枚の繊維板の間は、中空又は蜂の巣状のコルゲート加工した紙若しくはセルラーウッド構造から成り、ちょうつがい及び鍵用の補強木材が内部に取り付けてある。</u></p>
		<u>4418. 60</u>	<p><b>1. 建築用の穴のあいた木材</b></p> <p>本品は、家屋の枠組に構造用間柱として使用される穴のあいた S P F (spruce/pine/fir、軟材) の角材である。寸法は、長さが 243.84 センチメートル (8 フィート) から 365.76 センチメートル (12 フィート) の間で正確に切断されており、幅がおよそ 8.25 センチメートル (31/4 インチ)、厚さがおよそ 3.81 センチメートル (11/2 インチ) である。縁は滑らかにされており、端は未加工である。両端からそれぞれ 40.64 センチメートル (16 インチ) のところに、電気配線を通すための直径 2.54 センチメートル (1 インチ) の穴があげられている。</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
<u>6202. 40</u>	<p><b>1. 長袖の衣類</b></p> <p>(省 略)</p>	<u>6202. 13</u>	<p><b>1. 長袖の衣類</b></p> <p>(同 左)</p>
<u>6202. 40</u>	<p><b>2. アノラック様の衣類</b></p>	<u>6202. 93</u>	<p><b>1. アノラック様の衣類</b></p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>（省 略）</p> <p>（削 除）</p>	<p><u>6210.50</u></p> <p><b>1. 女子用の衣類</b></p> <p><u>本品は、ナイロン 100%の織物からなるもので、肉眼により判別することができないものの、外面にプラスチック（ポリウレタン）が塗布されている。内面には、ナイロン 100%の織物の裏地があり、肉眼により判別することができるプラスチックの層で被覆されている。本品は、襟、ポケット、フード（スライドファスナー（ジッパー）、プレススタッ及び面ファスナー（ベルクロ）ストリップによって取り外し可能）を有している。すそに絞るための締めひもが付いており、面ファスナー（ベルクロ）ストリップで留める前立て（placket）の下に隠れたスライドファスナー（ジッパー）により、右を左の上にして前面で閉じるようになっている。</u></p> <p><u>本品は、女性用インナーに、内部のスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら 2つの衣類は共に提示される。</u></p> <p><u>通則 1（第 11 部注 14、第 59 類注 2(a)、第 62 類注 5 及び 8）及び 6 を適用</u></p> <p><u>6102.30/1 参照</u></p>	<p>（同 左）</p>
<p><u>6815.91</u></p>	<p>（省 略）</p> <p><b>1. マグネシウムカーボンれんが</b></p>	<p><u>6815.99</u></p> <p><b>2. マグネシウムカーボンれんが</b></p>	<p></p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

u003c/div>

改正後		改正前	
	(省 略)		(同 左)
	加熱工程において、樹脂は揮発性の構成要素が蒸発して硬化し炭化する。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		加熱工程において、樹脂は揮発性の構成要素が蒸発して硬化し炭化する。 (新 規)
	(省 略)		(同 左)
<u>7019.80</u>	1. 断熱又は防音に適するガラス繊維（グラスウール）製品	<u>7019.39</u>	1. 断熱又は防音に適するガラス繊維（グラスウール）製品
	(省 略)		(同 左)
<u>7419.80</u>	1. Bronze wire cloth	<u>7419.99</u>	1. Bronze wire cloth
	(省 略)		(同 左)
	このようなクロスは、構成する卑金属により第 15 部の他の類の該当する項にも属する。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		このようなクロスは、構成する卑金属により第 15 部の他の類の該当する項にも属する。 (新 規)
<u>7419.80</u>	2. Spray heads for fire extinguishing systems 本品は、消火設備の配管にねじ込む管を有する黄銅製のケーシングで、低融点合金金属製カプセルによって密閉されているものである。 低融点合金の挿入物は、加熱すると溶融し、その結果、カプセルが開放する。そして水がヘッドの下部のデフレクタープレートに向かって噴出する。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>	<u>7419.99</u>	2. Spray heads for fire extinguishing systems 本品は、消火設備の配管にねじ込む管を有する黄銅製のケーシングで、低融点合金金属製カプセルによって密閉されているものである。 低融点合金の挿入物は、加熱すると溶融し、その結果、カプセルが開放する。そして水がヘッドの下部のデフレクタープレートに向かって噴出する。 (新 規)
	(省 略)		(同 左)
<u>8462.25</u> 又は	1. 溶接装置のない溶接管製作装置	<u>8462.21</u> 又は	1. 溶接装置のない溶接管製作装置

14

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

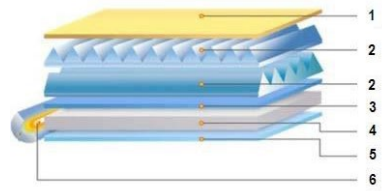
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8462. 29	<p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p>	8462. 29	<p>(同 左)</p>
8462. 29	<p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p>	8462. 21	<p><b>2. スクロールベンディングマシン</b></p> <p>本品は、数値制御式で極数切換電動機 (pole changing motor) を備えたもの。全ての操作は常温曲げである。供給される加工材料は、予め加工された端を有する圧延金属棒である。加工材料の端は、てこの形に設計された偏心器の助けを借りてスクロール曲げツール（ツールは種々のフォームがある。）で動かないように固定される。締付けローラーによってテンプレートに固定された加工材料は、機械の作業台に固定され、テンプレートヘッドの形状をコピーしながら、そのまわりをなめらかに回る。本品は、垂直駆動を有し、曲げるためだけに用いることができる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div data-bbox="1563 735 1753 970" data-label="Image"> </div> <p>(同 左)</p>
8462. 29	<p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p>	8473. 30	<p><b>2. 発光ダイオード (LED) バックライトユニット</b></p> <p>本品は、LED バー及び光学部品から成る LED バックライトユニットであり、幅 360 ミリメートル、高さ 210 ミリメートルのプラスチックフレーム内で共に組み合わされている。LED バーは、フレキシブルプリント回路基板上に一列に取り付けられた 48 個の LED パッケージ及び 1 個の電気コネクターから成る。光学部品は、反射シート、導光プレート、拡散シート及び 2 枚のプリズムシートから成る。</p> <p>このデバイスは、液晶ディスプレイ (LCD) モジュールにバックライトを提供するために、携帯用の自動データ処理機械用に設</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
			<p>計された特定の LCD モジュールに取り付けられるよう設計されている。</p> <p><u>通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6 を適用</u></p>  <p>1. <u>保護フィルム</u> 2. <u>プリズムシート</u> 3. <u>拡散シート</u> 4. <u>導光プレート</u> 5. <u>反射シート</u> 6. <u>LED バー</u></p>
	(省 略)		(同 左)
<u>8517.13</u>	1. 「スマートフォン」 <u>として知られる多機能機器</u>	<u>8517.12</u>	1. 「スマートフォン」 <u>として知られる多機能機器</u>
	(省 略)		(同 左)
	通則 1 及び 6 を適用		通則 1 <u>(16 部注 3)</u> 及び 6 を適用
	(省 略)		(同 左)
<u>8517.71</u>	1. <u>基地局用アンテナ</u>	<u>8517.70</u>	6. <u>基地局用アンテナ</u>
	(省 略)		(同 左)
<u>8517.71</u>	2. <u>マイクロ波アンテナ</u>	<u>8517.70</u>	7. <u>マイクロ波アンテナ</u>



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

u003c/div>

改正後		改正前	
	(省 略)		(同 左)
<u>8517.79</u>	1. 携帯電話用の透明な静電容量式タッチスクリーン	<u>8517.70</u>	1. 携帯電話用の透明な静電容量式タッチスクリーン
	(省 略)		(同 左)
<u>8517.79</u>	2. タッチセンサー式のアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード (AMOLED) ディスプレイモジュール	<u>8517.70</u>	2. タッチセンサー式のアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード (AMOLED) ディスプレイモジュール
	(省 略)		(同 左)
<u>8517.79</u>	3. 導電性強化カバーガラス	<u>8517.70</u>	3. 導電性強化カバーガラス
	(省 略)		(同 左)
<u>8517.79</u>	4. 携帯電話に取り付けられるように設計されたアセンブリ	<u>8517.70</u>	4. 携帯電話に取り付けられるように設計されたアセンブリ
	(省 略)		(同 左)
<u>8517.79</u>	5. 携帯電話に取り付けられるように設計されたアセンブリ	<u>8517.70</u>	5. 携帯電話に取り付けられるように設計されたアセンブリ
	(省 略)		(同 左)
<u>8524.91</u>	1. カラー液晶ディスプレイ (LCD) モジュール	<u>8473.30</u>	<u>3.</u> カラー液晶ディスプレイ (LCD) モジュール
	(省 略)		(同 左)
	通則 1 (第 16 部注 2 (b) <u>及び第 85 類注 7</u> ) 及び 6 を適用		通則 1 (第 16 部注 2 (b)) 及び 6 を適用
	(省 略)		(同 左)
<u>8525.89</u>	1. カメラ	<u>8525.80</u>	1. カメラ

17

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	(省 略)		(同 左)
	通則 <u>1</u> 、3 (b) 及び 6 を適用		通則 3 (b) 及び 6 を適用
	(省 略)		(同 左)
<u>8525.89</u>	<p><b>2. デジタルステルカメラ</b></p> <p>本品は、電荷結合デバイス (CCD) を装備し、ビデオカメラレコーダー技術に基づく。本品は、デジタル方式で画像を記録、処理及び記憶する。本品は、画像を撮影するときのファインダーとして又は記録された若しくはアップロードされた画像を見るときモニターとして使用される内蔵型高解像度 1.8 インチカラー LCD (液晶ディスプレイ) スクリーンを特徴とする。本品の半導体記憶装置は、96 色の静止画像を保持する。この画像は、自動データ処理機械上での閲覧及び記憶のため、オプションの附属品セットにより自動データ処理機械に伝送される。この目的のため、本品は、内蔵型デジタル式入力・出力接続ポートを装備するよう設計されている。また、本品は、画像を直接テレビジョン又はビデオカセットレコーダーに伝送するため、ビデオケーブル用接続ポートを装備するよう設計されている。更に、本品は、デジタルカメラで使用するため、特別に設計されたラベルプリンターに接続することにより、記憶された画像をラベルにすることもできる。</p> <p>通則 <u>1</u>、3 (b) 及び 6 を適用</p>	<u>8525.80</u>	<p><b>2. デジタルステルカメラ</b></p> <p>本品は、電荷結合デバイス (CCD) を装備し、ビデオカメラレコーダー技術に基づく。本品は、デジタル方式で画像を記録、処理及び記憶する。本品は、画像を撮影するときのファインダーとして又は記録された若しくはアップロードされた画像を見るときモニターとして使用される内蔵型高解像度 1.8 インチカラー LCD (液晶ディスプレイ) スクリーンを特徴とする。本品の半導体記憶装置は、96 色の静止画像を保持する。この画像は、自動データ処理機械上での閲覧及び記憶のため、オプションの附属品セットにより自動データ処理機械に伝送される。この目的のため、本品は、内蔵型デジタル式入力・出力接続ポートを装備するよう設計されている。また、本品は、画像を直接テレビジョン又はビデオカセットレコーダーに伝送するため、ビデオケーブル用接続ポートを装備するよう設計されている。更に、本品は、デジタルカメラで使用するため、特別に設計されたラベルプリンターに接続することにより、記憶された画像をラベルにすることもできる。</p> <p>(新 規)</p>
	(省 略)		(同 左)
<u>8539.52</u>	<p><b>1. 発光ダイオード (LED) "spot lamp "</b></p> <p>(省 略)</p>	<u>8539.50</u>	<p><b>1. 発光ダイオード (LED) "spot lamp "</b></p> <p>(同 左)</p>
<u>8539.52</u>	<p><b>2. 発光ダイオード (LED) "bulb lamp "</b></p>	<u>8539.50</u>	<p><b>2. 発光ダイオード (LED) "bulb lamp "</b></p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	(省 略)		(同 左)
<u>8541.41</u>	1. 62 個の発光ダイオード (LED) パッケージのアセンブリ	<u>8541.40</u>	1. 62 個の発光ダイオード (LED) パッケージのアセンブリ
	(省 略)		(同 左)
<u>8541.43</u>	1. 薄膜太陽光モジュール	<u>8541.40</u>	2. 薄膜太陽光モジュール
	(省 略)		(同 左)
<u>8543.40</u>	1. 電子たばこ	<u>8543.70</u>	5. 電子たばこ
	(省 略)		(同 左)
8543.70	5. 4 個の端子を有するホール素子	8543.70	6. 4 個の端子を有するホール素子
	(省 略)		(同 左)
8543.70	6. 高輝度ダイオードモジュール (SLED)	8543.70	7. 高輝度ダイオードモジュール (SLED)
	(省 略)		(同 左)
<u>8704.60</u>	1. Multipurpose four-wheeled utility motor vehicle	<u>8704.90</u>	1. Multipurpose four-wheeled utility motor vehicle
	(省 略)		(同 左)
<u>8708.22</u>	1. 自動車用の発熱ガラス (被覆されたもの)	<u>8708.29</u>	2. 自動車用の発熱ガラス (被覆されたもの)
	(省 略)		(同 左)
<u>8708.22</u>	2. 自動車用の発熱ガラス (印刷されたもの)	<u>8708.29</u>	3. 自動車用の発熱ガラス (印刷されたもの)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	(省 略)		(同 左)
<u>8708.22</u>	<u>3.</u> ゴム製ストリップ付き自動車用ガラス	<u>8708.29</u>	<u>4.</u> ゴム製ストリップ付き自動車用ガラス
	(省 略)		(同 左)
<u>8806.22</u>	<u>1.</u> 4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ (14メガピクセル)	<u>8525.80</u>	<u>3.</u> 4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ (14メガピクセル)
	(省 略)		(同 左)
	通則 1 (第 88 類注 1) 及び 6 を適用		通則 1、 <u>3 (b)</u> 及び 6 を適用
	(省 略)		(同 左)
<u>8806.22</u>	<u>2.</u> 4つの回転翼を有する遠隔操作式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ	<u>8525.80</u>	<u>4.</u> 4つの回転翼を有する遠隔操作式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ
	(省 略)		(同 左)
	通則 1 (第 88 類注 1) 及び 6 を適用		通則 1、 <u>3 (b)</u> 及び 6 を適用
	(省 略)		(同 左)
<u>9027.89</u>	<u>1.</u> リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応 (PCR) 法による全自動分子診断システム	<u>9027.80</u>	<u>1.</u> リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応 (PCR) 法による全自動分子診断システム
	(省 略)		(同 左)
<u>9027.89</u>	<u>2.</u> 自動血球分析・白血球分類装置	<u>9027.80</u>	<u>2.</u> 自動血球分析・白血球分類装置
	(省 略)		(同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

u003c/div>


改正後		改正前	
<u>9401.99</u>	1. 自動車の腰掛け用カバー  (省略)	<u>9401.90</u>	1. 自動車の腰掛け用カバー  (同 左)
<u>9403.99</u>	1. 引き出しの側面部材で、ランナーを備えたもの  (省略)	<u>9403.90</u>	1. 引き出しの側面部材で、ランナーを備えたもの  (同 左)
<u>9405.11</u>	1. LED 光パネル  (省略)	<u>9405.10</u>	1. LED 光パネル  (同 左)
<u>9405.42</u>	1. 発光ダイオード (LED) ダウンライト形状をしたランプ  (省略)  (削除)	<u>9405.40</u>	1. 発光ダイオード (LED) ダウンライト形状をしたランプ  (同 左)
		<u>9405.40</u>	2. <u>ストリップ型ライト</u> 本品は、屋内用 LED ストリップ型ライト (24V、4W、白色光) である。当該ストリップ型ライトは、照明製品モジュールの連結可能な区分 (セクション) であり、同発光ストリップのセクションの各々には長さ方向に 18 の LED が並んでいる。本品は頑丈な覆い (ハウジング) を有する。最大で 16 のセクションまで連結でき、端と端を直接又は接続ケーブルのいずれかで連結する。本品は、提示の状態では、電力供給用の 24V ドライバー又は配線ボックスを含まない。本品は、例えば台所棚の作業照明やアクセント照明、背面照明及び光が届きにくい場所に使用される。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>
	(削除)	<u>9405.40</u>	3. <u>テープ型ライト</u>  

21

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>9508.24</b></p> <p><b>1. コンピュータ制御式模擬実演劇場装置</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>このシステムは、フィルムの中で起こる動きにあわせて動くようになっており、実際の体験に相当する感覚を観客に与えるものである。これらは博覧会、競技場、展示会場、遊園地等において娯楽を目的として使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>9508.90</b></p> <p><b>1. コンピュータ制御式模擬実演劇場装置</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>このシステムは、フィルムの中で起こる動きにあわせて動くようになっており、実際の体験に相当する感覚を観客に与えるものである。これらは博覧会、競技場、展示会場、遊園地等において娯楽を目的として使用される。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>	<p>本品は、柔軟性のある屋内用 LED テープ型ライト（24V、1.3W、白色光）である。当該テープ型ライトは、照明製品モジュールの連結可能な一つのまとまり（セクション）であり、同セクションの各々には長さ方向に 18 の LED が並んでいる。本品は、印刷回路基板（PCB）に接続された LED を有する。102 ミリメートル（4”）毎に電圧降下を防ぐための定電圧装置と埋め込み式の連結器を有している。本品は、最大で 50 セクションまで連結でき、102 ミリメートル（4”）毎に個別の長さで切断することもできる。本品は、提示の状態では、電力供給用の 24V ドライバー又は配線ボックスを含まない。本品は、例えば台所棚の作業照明やアクセント照明、背面照明及び光が届きにくい場所に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	 <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>9705.22</u>	<p><b>1. 剥製にしたホッキョクグマ</b></p> <p>本品は、台付きの、<u>剥製</u>にしたホッキョクグマである。 通則 1 及び 6 を適用 4303.90／1、<u>9705.29／1</u> 及び <u>9705.29／2</u> 参照</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<u>9705.00</u>	<p><b>1. 剥（はく）製にしたホッキョクグマ</b></p> <p>本品は、台付きの、<u>剥（はく）製</u>にしたホッキョクグマである。 通則 1 を適用 4303.90／1、<u>9705.00／2</u> 及び <u>9705.00／3</u> 参照</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<u>9705.29</u>	<p><b>1. 2羽の剥製にした鳥</b></p> <p>本品は、生息地を模した台に取り付けた、2羽の<u>剥製</u>にした鳥である。 通則 1 及び 6 を適用 4303.90／1、<u>9705.22／1</u> 及び <u>9705.29／2</u> 参照</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<u>9705.00</u>	<p><b>2. 2羽の剥（はく）製にした鳥</b></p> <p>本品は、生息地を模した台に取り付けた、2羽の<u>剥（はく）製</u>にした鳥である。 通則 1 を適用 4303.90／1、<u>9705.00／1</u> 及び <u>9705.00／3</u> 参照</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<u>9705.29</u>	<p><b>2. おおじかの頭から肩まで（生皮）の装飾品</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>通則 1 及び 6 を適用 4303.90／1、<u>9705.22／1</u> 及び <u>9705.29／1</u> 参照</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<u>9705.00</u>	<p><b>3. おおじかの頭から肩まで（生皮）の装飾品</b></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>通則 1 を適用 4303.90／1、<u>9705.00／1</u> 及び <u>9705.00／2</u> 参照</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>